

深谷市学校給食用物資納入業者 遵守事項

深谷市教育委員会

学校給食用物資納入業者（以下「納入業者」という）は、深谷東幼稚園、各小学校及び中学校への物資納入にあたり、次の事項を遵守すること。

1 適正価格の保持

施設長から予め見積書の提出を求められたときは、これを提出し、納入物資の適正価格保持に努めること。

市場価格の高騰及び暴落等で、見積書価格での物資納入が不相当と認められる場合、施設長との協議により価格を取り決めること。

2 物資の取り扱い等

物資の納入にあたり、衛生管理を徹底し、納入するものとし、取扱いについては、施設長の指示に従うこと。

不測の事態により物資の納入ができなくなった場合は、納入業者の責任において代行者を定め、施設長の承認を得て納入すること。

3 物資の納入等

納入すべき物資の引渡し場所は、注文書に記載のとおりとする。また、物資を納入する時間は、原則、納入指定日の午前8：15から午前8：45までの間とする。ただし、特に指示された場合は、その指示に従うこと。

4 地場産物の推進

物資については、できる限り地場産物を納品するよう努めること。

5 請求書の提出

請求書は、物資納入完了後の翌月5日までに施設長に提出すること。

6 不適品及び不良品

物資の納入にあたって、不適品及び不良品があった場合は遅滞なくこれを引き取り、新たに納入すること。また、納入後であっても不適品及び不良品と認められた場合も同様とし、必要により施設長と協議すること。なお、不適品及び不良品が納入に至った経緯と原因を調査し、施設長に報告すると共にその指示を待つこと。

7 諸報告及び変更の届出

次の各号に掲げる場合において、それぞれ各号に定める事項について、すみやかに深谷市教育委員会教育長（以下「教育長」という）へ文書で届出をすること。

- (1) 上記6の規定に該当する事態が発生した場合 その経過と原因
- (2) 従事者及びそれぞれの家族に法定伝染病が発生したとき 医師の診断書を添えて行う。
- (3) 従事者の定期検便を受けたとき その結果
- (4) 納入業者の営業内容に著しい変更が生じたとき 当該変更に係る事項
- (5) その他教育長から求められたとき 求められた事項

8 登録の有効期間

この登録の有効期間は、登録日から次の3月31日までとする。

9 登録の取り消し

次の各号の一に該当する場合は、この登録を取り消すことができる。

- (1) この遵守事項に違反する行為を行った場合
- (2) 納入を継続することが著しく困難と認められた場合
- (3) 1か月以前に意思表示をし、かつ正当と認められる理由で登録の取り消しを希望した場合
- (4) 深谷市学校給食用物資納入業者登録に関する要綱第7条第1項各号のいずれかに該当した場合